



地福第180号
平成10年6月25日

各社会福祉法人代表者 殿

岩手県保健福祉部長

登録免許税法施行規則第3条の規定に基づく社会福祉事業の用に供する不動産
であることの証明について（通知）

登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）第3条に基づく社会福祉事業の用に
供する不動産であることの証明書の交付は、従前、岩手県知事が行っていたところですが、
「知事の権限に属する事務の委任に関する規則」（昭和61年岩手県規則第19号）の一部改
正に伴い、証明書の交付事務が各地方振興局長に委任されたので、今後、証明を受けよう
とする場合は、不動産の所在地を所管する地方振興局長から証明書の交付を受けるようお
願いします。

担当 地域福祉課指導主査
電話 019-651-3111（内線2513）